

教育振興基本計画におけるESDについて

教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）	第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）
<p><b>第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策</b></p> <p><b>(1) 基本的考え方</b></p> <p>②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現</p> <p>また、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育/ Education for Sustainable Development (ESD)」）が提唱されており、2005年から2014年までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の一つである。</p> <p><b>(3) 基本的方向ごとの施策</b></p> <p>④いつでもどこでも学べる環境をつくる</p> <p><b>【施策】</b></p> <p>◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進</p> <p>一人一人が地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育(ESD)の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関係府省の連携を強化し、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。特に、ESDを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。</p>	<p><b>第1部 我が国における今後の教育の全体像</b></p> <p><b>Ⅲ 四つの基本的方向性</b></p> <p><b>(1) 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～ (今後の学習の在り方)</b></p> <p>○ 持続可能な社会の構築という見地からは、「関わり」「つながり」を尊重できる個人を育成する「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進が求められており、これは「キー・コンピテンシー」の養成にもつながるものである。</p> <p><b>第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策</b></p> <p><b>I 四つの基本的方向性に基づく方策</b></p> <p><b>1. 社会を生き抜く力の養成</b></p> <p><b>(4) 生涯の各段階を通じて推進する取組</b></p> <p><b>基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</b></p> <p><b>【基本的考え方】</b></p> <p>○ 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。</p> <p><b>【主な取組】</b></p> <p><b>11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進</b></p> <p>ユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（持続可能な開発のための教育：ESD）を推進する。</p>